



2014年暮れ、総選挙に圧勝して発足した第3次安倍晋三内閣は、大胆な金融緩和や成長戦略など「3本の矢」から成る「アベノミクス」が国民に支持されたとして、デフレ不況からの脱却に向けて動き始めた。この「アベノミクス」については、経済再生の期待を高めた反面で、実態経済は消費税の8%への増税もあり、景気回復の遅れをもたらし、14年度は、マイナス成長になるとみられている。また、円安が一段と進む一方で、原油価格は大幅に下がったが、日銀はなお2%の物価高を目指すなど日本経済全体にさまざまな変化をもたらしている。今後の行方は分からないが、経済の新しい展開には、新語や流行語を伴っていることが少なくない。

そこで、2年目も引き続き経済の新語・流行語に焦点を当て、そこから見えて来るものにとらえようと試みることにした。過去1年は、用語の解説より、経済の動きにとらわれるところが多かったかもしれないが、今年は、今までより新語・流行語にこだわりながらも、単なる言葉の定義や由来にとどまらない経済エッセイ風のスタイルと、気になる用語説明の二通りの形式を続けていきたい。

【まとめ方】

1. 原則として経済の新語を単語として取り上げるが、多少古くても、意味やそのニュアンスが少し変わったもの、あるいはマスメディアでしばしば使われるものを流行語として扱う。
2. 取り上げた項目は、内容によって右の12に分類して表示する。
(分類は今回から一部変更)
3. 取り上げ方は、大きな話題になったものをエッセイ風の本文にして、その中で新語・流行語を扱い、後半は「このほか、今号の新語・流行語」として、新語とマスメディアで見て気になる用語を手短にまとめる。
4. このPDFファイルは、無料で、原則として、月に1回(15日前後)を目途に小生の本サイトで公開する

- 成長戦略
- 財政
- エネルギー・環境
- 金融・証券
- 情報デジタル化
- 企業・雇用
- 食・農業
- 社会保障
- 地域・人口
- 対外関係・国際
- 暮らし(教育を含む)
- 経済全般

No.2015_03 目次

| | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 景気・財政・国民負担率 | 1 |
| (1) 「名実逆転」解消のプラス成長..... | 1 |
| (2) 厳しい財政健全化・国民負担率..... | 2 |
| 2. 民法大改正へ | 4 |
| 3. 電気・ガスの自由化 | 6 |
| 4. 動きの速い IT 産業の用語 | 8 |
| 【マイナンバー】..... | 8 |
| 【個人情報保護法案】..... | 9 |
| 【日本版ムーク】..... | 10 |

このほか、今号の新語・流行語..... 11

| | | | |
|---------------------|----|--------------------|----|
| ① 下水汚泥などから水素製造..... | 11 | ② 「イクボス」..... | 12 |
| ③ 機能性表示食品制度..... | 12 | ④ ODA「開発協力大綱」..... | 14 |
| ⑤ インフラ輸出..... | 15 | ⑥ 花粉症治療米の研究..... | 15 |
| ⑦ 統合型リゾート..... | 16 | | |

1. 景気・財政・国民負担率

(1) 「名実逆転」解消のプラス成長

2014年4月の消費税率引き上げの影響で、落ち込んでいた景気がようやく回復に向かうようになったのだろうか。内閣府が3月9日に発表した14年10～12月期の実質GDP成長率（物価の変動を除いた国内総生産の伸び率）の2次速報値は、年率に換算してプラス1.5%となり、4月の消費増税後、初めてプラス成長となった。ちなみに同じ10～12月期の名目成長率は、年率プラス3.9%で、実質成長率を上回った。ただ、名目、実質共に2月公表の1次速報値は下方修正された。

日本経済は90年代はじめにバブルが崩壊したあと、戦後あまり経験したことのないデフレ傾向つまり、持続的に物価が下落する状態になり、1年間の統計で見ると、98年以後は、「実質」成長率が「名目」成長率を上回る「名実逆転」になっていた。

それが2014年の実質GDP成長率は前年比マイナス0.03%で、名目成長率は前年比プラス1.6%となり、1997年以來の「名実逆転」の解消となったのである。

しかし、「名目」「実質」いずれも1次速報値を下回っており、日本の景気はまだ模様から脱していない。また、名目成長率が実質成長率を上回ったと言っても、消費増税で物価が上昇し、名目成長率を押し上げる要因となった影響が大きいのではないか。ちなみにデフレ脱却を目指す日銀は、消費増税の3%分を除いて、2%の物価上昇の目標を掲げているが、この目標は達成していない。

一方でGDPの6割を占める個人消費は、賃金の購買力、つまりどれだけのモノやサービスが購入できるかを示す**実質賃金**で見ると、前年同月比が14年末まで連続1年6ヵ月マイナスである。**【脚注】**

消費増税による物価上昇に、賃金の伸びが追いついていないわけで、このため消費者の節約志向は続いていると言われているのである。

景気は最悪の時期を脱したように見えるが、個人消費だけでなく、全般的な回復に力強さが感じられないというのが一般的な見方と言えよう。今後の見通しとしては、まず、今春の賃金引き上げがどうなるかが見どころである。上場企業の3割は業績が好調で、株式の配当について増配または復配と伝えられているが、これが賃上げに大きく影響するのだろうか。また、回復が遅れていると言われてきた地方の景気に波及するのかが注目されている。

下げ止まりとも見られるようになっている原油安に持続性があるのかどうか、さらに円安の動向も影響するだろう。

このほか、前号でも取り上げた訪日外国人の増大にも期待がかかる。旅行費用の総額は、日本の個人消費の1%弱しかないが、中でも前年より83%も増えている中国からの観光客が注目を集めている。その旅行支出は一人当たり平均14~5万円で、「爆買い」と表現され、大都会のデパートなどの売り上げを伸ばしていると伝えられる。これが景気回復のきっかけにならないものだろうか。(公式サイト：内閣府経済社会総合研究所・厚生労働省2.20)(読売・朝日・宮崎日日2.17、3.10付、日経2・15付)

(2) 厳しい財政健全化・国民負担率

景気の回復にも深く関わるのが財政の健全化である。健全化の2015年度の課題であった国と地方の**基礎的財政収支**(=政策的経費を税収などでどのくらい賄えるかを示す指標)の慢性的な赤字を半減させるという目標(GDP比の赤字▲6.6%→▲3.3%へ)については、一応達成できる見通しとなった。(本シリーズ15-01p4参照)

次の目標は、2020年度までの5年間に、「**基礎的財政収支の黒字化**」を実現することである。この問題について安倍政権は、しばしばこれも達成すると述べているが、これまでのところ、大方の見方は2020年度までに黒字化するの是非常に難しいとされている。

これについて、国の経済財政諮問会議の榊原定征経団連会長ら4人の民間議員は、2月12日、新しい提言を示した。

内容は次の二つで現段階の赤字、▲3.3%を黒字に転換させようというものである：

①2017年4月の消費増税でGDP比の赤字を1%弱減らす

②経済成長と歳出改革で毎年GDP比の赤字を0.5%ずつ減らし、5年間で2.5%の収支を改善する

この試算を達成するには、高い経済成長を実現することが前提となっている。20年度には高齢化がさらに進んで、社会保障分野の歳出が膨らむと予想されることなどから、この提案が実施されても、なお、9.4兆円(GDP比の赤字▲1.6%)の赤字が残り、黒字化は難しいというのである。もしも、実質成長率が0%台にとどまると仮定すると、20年度の基礎収支は16.4兆円(GDP比の赤字▲3.0%)となり、今と変わらない赤字財政が続くと試算されている。

こうした試算から言えることは、医療、介護、年金といった社会保障分野の改革を最優先して具体的に歳出を削減するほかないと見られている。

しかし、この春は統一地方選挙を控えて、不人気な歳出削減には与党内で抵抗が強い。前号で取り上げた年金給付額を抑制するための「**マクロ経済スライド**」(15-02号P11)についても、厚生労働省は、このほど、デフレで物価が下落傾向にあるときにこの仕組みを適用すると、高齢の受給者が二重の年金引き下げを受けるようになることから、「デフレ時には実施しない」方針を決めたと伝えられる。それでも、高齢者の痛みを和らげる仕組みを工夫し、財政健全化を前に進めるしかないのではないか。(公式サイト：財務省)
(日経 2.13&14 付、朝日 2.22 付)

租税や、年金・医療・介護など社会保障の負担がどれくらい重いかを表す**国民負担率**という指標がある。国と地方の税と、社会保障の負担が国民所得に占める割合を計算したものである。財務省が2月26日に公表した試算によると、2015年度は**過去最高**の43.4%、前年度より0.8%の上昇となり、6年連続の増加になると言う。

日本の国民負担率は欧州諸国に比べると低い方であるが、消費税率の引き上げや、高齢化で社会保障費が膨らんでいることなどから、負担の割合は大きくなる傾向に転じている。将来の国民負担となる財政赤字を加えた「**潜在的国民負担率**」は、15年度50.8%となる。前年度より1.2%下がるが、政府はかねてからこの割合が50%以下になることを目標にしていたことから考えると、財政の健全化にはさらなる努力が要ると言えそうである。

安倍首相は、2月12日の施政方針演説で、「2020年度の財政健全化目標についても堅持し、夏までに、その達成に向けた具体的な計画を策定する」と述べている。しかし、基礎的財政収支の黒字化が容易でないことから、与党内では、少しでも健全な財政に見せるため、債務残高のGDP比で財政健全化の目標なども併せて示すようにしてはどうかという考え方も出ているようだ。どのように表すにしても、痛みを感じないで、先進国最大の借金を抱える日本の財政を立て直す道はないのではないか。(朝日 2.13 付、日経 2.15&27 付)

[脚注 1-1] 「**実質賃金**」=賃金が10%上がっても、物価も10%上昇していれば、賃金は上がっていないのと同じことになる。つまり、額面ではなく、正味の購買力を表すもので、個人が受け取る額面の名目賃金を消費者物価指数で割って求める。安倍政権も景気の本格回復には実質賃金の引き上げが必要としている。今年4月以降は、消費税率8%への引き上げから1年が過ぎるため、前年同月比の実質賃金はプラスに転じる可能性もあると見られている。

2. 民法大改正へ

モノ・サービスの売買やカネの貸借の際の「契約」に関わる民法の規定が大きく変わる。法務大臣の諮問機関である法制審議会は、2月24日の総会で、民法の**債権分野**の規定について、インターネットの広がりなど社会・経済の変化に対応して、大幅に見直すよう求める改正要綱を決定し、上川陽子法務大臣に答申した。政府は、3月中旬に民法改正案として、国会に提出する予定で、成立すれば、120年ぶりの大改正となる。

法制審議会の民法部会委員を務める松岡久和京都大学教授によると(日経「経済教室」2.20付)、債権分野の審議には5年余りかけており、このような大改正になったのは、裁判所による規定の柔軟な解釈運用で、新しいルールが次々につくられ、時代の要請に巧みに応えてきたため、民法を改正しないで済んだのだと言う。しかし、判例による新しいルールは、民法を読んでも分からないことから、国民に分かりやすいようにルールの透明性を高めることが改正の大きな狙いだったようだ。また、この機会にルール自体を改めた部分もあり、要綱の改正は約200項目に及ぶ。

【主な改正点】

- お金の貸し借りの時効**：現在、個人のお金の貸し借りや、飲食代の「ツケ」などの消滅時効期間は原則として、民法では10年、企業間取引など商法では5年、さらに1～5年の多様な短期時効があるが、これを単純化し、原則として「**知ったときから5年に統一**」する。つまり、債権を持つ側が返金や代金を要求できる期間は5年間を原則とする。ただし、損害賠償などの権利行使ができることを知らなかった場合は、権利行使できる時から10年の時効期間も設けるなど一部に例外は残す。
- 法定利率の見直し**：お金の貸し借りで、利率を特に定めなかった場合に自動的に適用される利率は、年5%となっているが、今のような低金利の時代に合っていないため、これを年3%に引き下げる。その後は、3年ごとの変動制をとり、1%刻みで見直す。
- 連帯保証の見直し**：中小零細企業への融資などで、家族ら第三者が個人で保証人になる場合は、本人に保証債務を履行する自発的な意思があるかどうか、公証人が確認しなければ無効とする。
- 約款にルール**：インターネットなどで、ものを買うとか、契約するときなどに、あらかじめ準備された「**定型約款**」が示されるが、そのルールを明確化する。「約款」に書かれた内容は有効と認めるが、消費者が著しく不利益を受ける内容は、契約後に取り消せる。

○**賃貸住宅の敷金のルール明確化**：具体的に借主が敷金で負担するのは、自らが壊した箇所の修理費用だけで、年月の経過による劣化は貸主が修復の責任を負う。

このような内容に変わるが、これまでなかったネット社会のルールをはっきりさせるとともに、細かい消費者保護が加えられているのが改正の特徴である。早ければ、この民法改正は今国会で成立するとみられているが、改正内容の周知を徹底し、施行は3年くらい先になるとも言われている。なお、上川法務大臣は、2月24日、同じ民法の「相続」規定を見直し、配偶者の権利保護を図るよう法制審議会に諮問した。(日経・朝日・宮崎日日、2.11付、読売 2.23付、各紙 2.25付)(尾崎哲夫著「法律用語がわかる辞典」自由国民社)

3. 電気・ガスの自由化

電力については、2016年4月から家庭向け販売(小売り)の自由化が決まっているが、都市ガスについても、2017年に、小売りを自由化することになった。このような電力と都市ガスの市場改革に向けて、政府は3月3日の閣議で、**電気事業法とガス事業法の改正案**を決定し、国会に提出した。

家庭向けの都市ガス市場は2.4兆円、家庭向け電力の市場規模は8.1兆円で、併せると、約10.5兆円となり、全国のコンビニエンスストアの年間販売額に匹敵する市場が開放されることになる。

自由化の大きな狙いは競争を促すことにある。一足先に家庭向け販売の自由化が決まっている電力の場合は、2月末現在で「**新電力**」つまり新しく電力会社として経済産業省に届け出た企業が577社に達すると言う。業種は様々で、それぞれが電気を自社の商品やサービスと組み合わせて、特色のある販売を考えているようで、消費者の選択の幅が広がりそうだ。

一方、ガスの小売り販売は半世紀以上にわたって、地域独占が続いてきた。全国に約200あるガス会社だけしか販売できず、競争原理が働きにくかった。家庭向け都市ガス料金は2012年の統計では1立方メートル当たり、1.64ドルと、米国の4倍、英国の2倍に達する。最近では原油価格の下落でガス価格の高騰は一服しているが、円安でLNG(液化天然ガス)の輸入価格は高止まりしており、東日本大震災以後の上昇基調は変わっていないようだ。

家庭向け都市ガスの販売が自由化されると、ガス会社ごとに決まっていた地域割りの販売はなくなり、相互参入や他の業者の参入もできるようになる。家庭の側から言えば、必ずしも地元の都市ガス会社から購入する必要はなくなり、自由に購入先が選べることになる。これにより、価格や省エネなどで競争が活発になり、例えば、電気とガスのセット販売で安く購入できるといった新しいアイデアが出て来る可能性もあると言われている。

また、料金体系も公共料金体系として広く用いられてきた「**総括原価方式**」つまり、かかったコストを積み上げ、それに利益を足して料金を決める仕組みについても、一定の期間後に撤廃する方針を示している。

ただ、この自由化で問題になったのは、都市ガスの導管(パイプライン)の問題である。例えば、他業種の企業が家庭向けガス販売をする場合は、既存のガス会社の導管を利用することになる。その際、誰もが道路のように公平に利用できるようにすることが求められる。同じような問題を抱える電力の場合は、発電部門と送電部門を別会社とする「**法的分離**」

を 20 年までに実施することが決まっている。

都市ガスの場合も、「法的分離」でガス導管部門を別会社にする構想があったが、大手ガス会社の間で反発が強く、有識者会議の段階では、具体的な結論が出なかった。しかしその後東京、大阪、東邦ガスの大手 3 社に対し、ガス導管部門を 2022 年までに別の会社にすることを義務付けることで話し合いがついた。大手 3 社の導管部門を別会社にすれば、これら 3 社も傘下の導管会社に使用料を払うことになり、公平性を保つことが出来、公正な取引が期待される。

一方で、これまで利用者の敷地内のガス設備や機器についての点検は、都市ガス会社が行い、ガス漏れなど緊急時の対応も担ってきたが、今後は、ガス栓までの検査・保安対応は導管業者が行い、コンロなど使用する機器の調査は小売業者の責任となる。災害時の連携などのあり方も別途これから検討することになる。

なお、分社化が自由化より遅れるが、政府は 17 年に自由化されたら、一般家庭も契約先を自由に選べるようにする方針と伝えられている。(公式サイト：資源エネルギー庁 2.24)(日経 1.14&3.5 付、読売・朝日 2.17&3.4 付)

4. 動きの速い IT 産業の用語

3月10日の閣議で、マイナンバー法の改正案と、個人情報保護法の改正案が決定された。

【マイナンバー】

まず、前者から取り上げる。マイナンバー制度は、国民一人一人に番号を与え、社会保障や税の手続きを効率化しようとする共通番号制度である。2011年に政府が導入を決めた際に、この名称を公募して決めた。「マイナンバー法」と、法律の名前などに使われている。制度の開始は2016年1月で、15年10月から12桁の各人の番号(マイナンバー)が通知される。直接的には国や自治体による税や社会保険料徴収などに役立つものである。

本人が申請すれば、個人番号と氏名、住所などが入り、顔写真も付いたカードが交付される。このカードがあれば、年金の受け取り開始時に、住民票や所得の証明書の添付が不要となるなど、各種の給付申請や災害時の被災者支援のときも、本人確認が容易になりそうである。

今回の法律改正で政府は、マイナンバー制の利用拡大に動き出した。例えば、2018年から預金口座にもマイナンバーが適用されることになった。当初は利用者の任意であるが、21年以降は、預金口座の名寄せを容易にすることで、公平な納税につなげるため、義務化も検討するようだ。政府はこのカードを健康保険証の代わりに使うことも検討しているが、運用開始は早くても17年夏以降になる見込みと言われている。

課題の一つは、マイナンバー導入に向けたシステム開発が大幅に遅れていることである。総務省は2017年7月の本格稼働には間に合わせるとしているが、大丈夫なのか。また、こうした番号制度によって、他人から個人情報が引き出される心配はないのかも気になるところである。ただ、2002年に導入された「住民基本台帳ネットワーク・システム」は、行政事務の効率化には役立ったが、国民の理解が得られなかったことで、用途が限定され、あまり広がらなかった。

今回のマイナンバーは、転居時に電力、ガス、金融機関への連絡を一度でできる電子サービスも計画され、将来的には、戸籍に適用し、結婚やパスポート申請、遺産相続などの手続きを便利にしようという構想もあると報道されている。

便利さを広げると経済の活性化にもつながると期待がある反面で、個人情報の漏えいが起こったときの被害は大きくなる。そこをどうするのか。まず必要なことは、個人の懸念を払拭できるように十分周知を図ることであろう。

【個人情報保護法改正案】

もう一つの**個人情報保護法改正案**は、2003年に成立して以来、初めての改正となる。改正の一つは、14年7月にベネッセホールディングスの顧客情報流出事件が表面化したのを受けて、「**データベース提供罪**」が新設されることである。不正な利益を得るために情報を流したり、盗んだりした場合に、最高で懲役1年の罰則を科すことになっている。また、名簿の外部提供についての規制も強化される。外部に提供する場合は、本人の同意が原則となっているが、改正後は、同意がないときは、新しくできる独立した第三者機関「**個人情報保護委員会**」への届け出が義務付けられる。委員会はその内容を公表し、誰でも、自分の情報が流通していないか、チェックできるようになるようだ。

「個人情報保護委員会」というのは、マイナンバー制度の一環として、14年1月にできた「**特定個人情報保護委員会**」を改組するもので、16年1月に内閣府の外局として発足する予定である。この委員会は個人情報保護の監視役的な存在で、各省庁がばらばらに担ってきた「**監査役・監督**」の権限もこの委員会に集中させ、企業から報告を受けたり、立ち入り検査をして指導することなども一手に引き受ける。

さらに改正案では、携帯端末などから得られる個人認証データも個人情報として保護の対象にするが、その一方で、「**匿名加工情報**」という枠組みをつくることになっている。個人が識別できないよう加工すれば、本人の同意がなくても外部に提供できるようにし、個人データを使いやすくしている。これについては消費者団体から「名前を消しても、他の情報と突き合せれば個人が特定されるのではないか」と懸念する声が上がっている。この場合の具体的な「**線引き**」は、やはり「個人情報保護委員会」にゆだねられる。

このほか、差別につながりかねない個人の信条、病歴、犯罪歴のような個人情報を「**要配慮個人情報**」として区別し、とくに慎重に扱うようにしている。

「個人情報保護委員会」の仕事には、3年ごとに法律の見直しを検討する、個人情報の範囲や、「匿名加工情報」の水準を定める政令をつくるといった「**ルール作り**」、海外機関との国際交渉などの仕事も入っており、これだけ多くの業務をうまくこなせるのだろうかと思えるほどだ。

[以上、マイナンバーと個人情報の参考資料](公式サイト：科学技術振興機構 3.12)（朝日 3.10 付、宮崎日日 3.11 付、日経 3.12・3.15 付）

【日本版ムーク】

インターネット経由の無料のオンライン講座「ムーク」(MOOC=Massive Open Online Courses)]を利用して学ぶ人が日本でも広がっている。

国内の大学や企業が設立した **JMOOC**「日本オープンオンライン教育推進協議会」が配信を始めたのは 2014 年 4 月であるが、受講登録は 14 年 2 月から行われている。

今のところ、48 講座が開講または準備中で、受講者は、1 講座 10 分程度の教育動画を無料で受講し、受講者を対象に大学で開催する対面授業にも参加できる。また、試験を受けて水準に達すれば終了証も受け取れる。登録者は 40 歳前後の人が多く、10 万人を超えて増え続けている。男女別では三分の二が男性で占められている。

現状は、大学の市民講座オンライン版程度とされており、講座を体系化したものになるかどうか大きな課題と言われている。

こうした MOOC が先進地、米国で始まったのは 2012 年で、昨年末で世界の 400 以上の大学が講座を配信し、講座数は予定も含めて累計 2400 以上、受講者は 1600 万人に達すると言われる。一定の成績を修めたことを証明する終了証を有料にするなどしているが、配信機関はどこも収益化に苦勞しているようである。(公式サイト：JMOOC)(朝日 2.28 付)

このほか、今号の新語・流行語

- ① 下水汚泥などから水素製造 ② 「イクボス」 ③ 機能性表示食品制度
- ④ ODA「開発協力大綱」 ⑤ インフラ輸出 ⑥ 花粉症治療米の研究
- ⑦ 統合型リゾート

① 下水汚泥などから水素製造 ----- 《 成長戦略 》

「究極のエコカー」と言われる燃料電池車(FCV)の「ミライ(MIRAI)」がトヨタ自動車から発売されて3ヵ月たつ。(本シリーズ14年07号・12号参照)

最近の報道では、年700台のペースで製造しており、17年には年3000台を目指すと言う。

排気ガス規制が世界で最も厳しいとされている米カリフォルニア州では「**ZEV(Zero Emission Vehicle=無公害車)規制**」があり、州内で年6万台以上の車を販売している日米の6社に対し、排ガスを出さない電気自動車(EV)や、燃料電池車を一定比率以上、販売することが求められている。

この基準を達成できない自動車メーカーは、罰金を払うか、基準を超過達成するメーカーから「ZEV 枠(クレジット)」を購入しなければならない。こうした規制は2018年から6ブランドの車だけでなく、中規模ブランドに拡大される予定である。また、このような規制が他の州にも拡大する見通しとなっている。(日経14年12.6付)

排ガス規制の強化は、エコカーの普及を一層促す形であるが、燃料電池車の場合は、燃料の水素の調達が大きな課題となっている。その水素を下水の汚泥からつくり、それを燃料電池車に供給するための水素スタンドを福岡市に(3月)開設するところが現れた。プラントメーカーの三菱化工機が計画しているもので、汚泥の発酵でバイオガスを発生させ、これを基にして水素を製造する。製造原価は、1立方メートル当たり80円程度で、ハイブリッド車の燃料代とあまり変わらない価格設定が可能というのである。

国土交通省によると、汚泥発酵でバイオガスをつくる下水処理場は、全国に約300ヵ所ある。1年間に生ずるバイオガスのうち、約3割の8500万立方メートルが利用されずに空気中に放出されているようだ。その未利用ガスで水素を製造すれば、約260万台の燃料電池車をフル充填できると言う。既に水処理大手のメタウォーター社や、東京ガス、三菱パワーシステム社などもこうした事業に取り組む動きを見せている。都会に埋もれた余剰エネルギーの有効活用に期待がかかる。(日経2.15付ほか)

一般的に水素製造には、化石燃料を使用することが多く、その製造過程で CO₂(二酸化炭素)が出る。このため、環境省は、長崎県の五島列島で運転中の洋上風力発電を使い、島内の水を電気分解して水素をつくる実験を始めることにした。この風力発電は、九州電力の送電網につないでいるが、送電網の容量が小さく、発電能力の3割しか送れず、電力が余るという事情もある。電力は大量に貯められないので、水素として保存し、必要な時に燃料電池で発電すると言う。(朝日 2.26 付)

② 「イクボス」 ----- 《 企業・雇用 》

新語に入れるにはまだ早すぎるのかもしれないが、はやらせたい言葉の一つである。

イクボスというのは、育児や介護など私生活と仕事の両立を目指す部下の事情に配慮し、活躍を後押しする上司のことを指す。(日経 2.14 より)

先進的な企業の中には、「イクボス文化」を広めるため、「育児・介護などで残業が難しい部下についても仕事のパフォーマンスを見て公平に評価する」「部下が急にひとり抜けても対応する方法を用意している」など 12 のチェックリストを作成し、それに沿った行動をした上司に、部下が「あなたはイクボスです」と言って、「イクボスシール」を贈る仕組みを作っている企業もある。(米製薬大手バクスター日本法人)

このような企業の取り組みが広がり、NPO 法人のファザーリング・ジャパン(東京)の呼びかけで日本生命、みずほフィナンシャル・グループなどの大手企業が集まり、「イクボス企業同盟」を結成した。現在 14 社が加盟しており、2 月 2 日に第 1 回会合を開いている。

参加企業は、イクボスが働き方や業務のやり方を見直し、企業に収益をもたらす流れを作ろうとしている。

これに関連して、イクボスの捉え方として、育児に理解のある管理職だけでなく、ワーク・ライフ・バランス(WLB)の取れた「WLB 管理職」を提唱する人もある。中央大学大学院の佐藤博樹教授で、部下の女性が活躍しやすい職場づくりと、仕事の成果を上げることに役立つ管理職を目標としているようだ。(公式サイト：ファザーリング・ジャパン 2.25)

③ 機能性表示食品制度 ----- 《 食・農業 》

国の規制改革実施計画の一つとして検討されてきた食品の新しい表示の仕組み、「機能性表示食品制度」のガイドライン(案)が 3 月 2 日消費者庁から公表された。

この制度は、食品の表示としては、体調を整える成分を含む食品の安全性や有効性について国が審査する「特定保健用食品(トクホ)」、ビタミンとミネラルを対象にして国の基準を

定めた「**栄養機能食品**」に次ぐ三つ目の仕組みになる。この制度の特徴は、企業が科学的な根拠を届け出るなど、裏付けや根拠がはっきりしていれば、これまでよりやや踏み込んだ表示が国の審査なしにできる点で、米国の制度を参考にしたとされる。

これによって、例えば健康食品について、「さわやかな朝をサポート」といったあいまいな表示でなく、「身体の部位」を具体的に示し、「おなかの調子を整える」とか「目の健康を維持する」という表現が可能となる。

また血圧や血糖値などのように、容易に測定できる体調の指標維持・改善に役立つ表現、具体的には「食後の血糖値が気になる方に」とか「血圧が高めの方に」という表示もできるようになる。ただ、「診断」「予防」「治療」といった医学的な表現は使えない。

使用が認められない表現としては、健康の維持・増進を超えた「肉体改造」「増毛」「美白」などの表現も使用できない例として挙げられている。

このガイドラインでは、機能表示の考え方を示すだけにとどめ、企業の創意工夫で多様な機能性表示が出て来ることを期待しているというが、この制度には賛否両論が出ている。まず、消費者団体からは「行政がきちんとチェックしないと、消費者がリスクを負わされる」という批判が強く出ている。これに対し、企業側からは、「これまでより明確に商品の特性を打ち出すことが出来る」などの期待を示す意見が多い。

いずれにしても、日本では、企業も消費者も、行政が基準を示し、それを厳しく監視する仕組みに慣らされており、こうした米国流の制度が根付くのかどうか。その意味では、消費者が自ら判断できるようになる必要があり、消費者教育の充実を求める意見はもったもたであろう。なお新制度では、販売の 60 日前までに消費者庁へ届け出ることになっているため、新表示の商品が登場するのは、早くても 6 月になる見通しである。(公式サイト：消費者庁、NetIBNews3.8)(読売 3.3 付)

それともう一つ、本筋の話ではないが、「機能性表示食品制度」というネーミングはいかにもお役所的で堅い印象を与えるのではないか。このことが報道されたころ、「ババ牛」という記事があった。(読売 3.2 付) この言い方は確かにあまりにもストレートで驚かされる。出産経験のある牛のことで、食用にすると、肉質が硬く価値が低いのが、最近、東京・銀座のレストランはこの肉を 45 日以上熟成して肉質を柔らかくし、「**グランドマザー・ビーフ**」と呼ぶほうがふさわしいように変えたというのである。

折角規制を緩和するのなら、新制度のネーミングも、例えば「選ぶヒント表示食品」くらいの親しみのあるものに出来なかったものか。

④ ODA「開発協力大綱」 ----- 《 対外関係・国際 》

ODA(=Official Development Assistance)「政府開発援助」は、発展途上国の開発のため、先進国の政府機関が贈与、長期低利の融資・円借款、技術協力などの援助を行うとか、国際機関へ拠出することを言う。安倍政権は、2月10日の閣議で、これまでのODA大綱に代わって、対外協力の新しい基本指針となる「**開発協力大綱**」を決定した。

ODA大綱が改定されるのは、2003年以来のことである。この間に世界経済の構造が変化した。ひとつは途上国を新たな市場とみる民間の投資などが増え、ODAの2.5倍に上るようになった。もうひとつは、OECD(経済協力開発機構)に加盟していない中国やインドなどの新興国が台頭し、ODAとは別に援助する側に回っており、中には国益を露骨に出した援助も見られるようだ。

一方、日本はこれまで、対外貢献の柱としてODAを増額させ、その支出額が世界1位になっていたこともある。また、支援の対象は190以上の国・地域に及んだ。

しかし財政の悪化に伴い、ODA予算は97年度の1兆1687億円をピークにして、減少傾向が続き、15年度予算では、5422億円とほぼ半減している。他国と比較したODA支出額は13年で4位になっている。こうした背景の下で政府が「開発協力大綱」として打ち出した内容では、日本の安全保障や経済上の「**国益につながる支援**」を重視している。

【具体的な内容】

- これまで事実上禁じてきた他国の軍隊への支援でも、「民生目的、災害援助など非軍事目的」のものに限って認めることにする。軍事や国際紛争を助長する援助は除外する。
- 貧困卒業国、つまりDAC(OECDの開発援助委員会)が定めた基準(所得水準が一人当たり1万2745^{ドル})を超えていても、支援の対象国とする。
- 官民の連携を強化し、ODAで企業の海外進出を後押しして途上国と共に日本の国益も追及する。

「開発協力大綱」に対する課題としては、軍への援助であっても、非軍事目的に限るのだと言うが、軍事転用をどのようにして防ぐのか、また他国軍への支援によって、日本人へのテロ行為を誘発するリスクが高まらないかなどの疑問の声が出ている。

ODA卒業国にも援助することにした背景には、産油国のアラブ首長国連邦(UAE)、オマーンなどの中東湾岸諸国が経済的に豊かでも廃棄物処理など深刻な問題を抱えて、技術協力を求めていることがあるようだ。それにしても、支援する国を国益重視で選別する傾向が強まると、ODA本来の目的である貧しい国の支援がおろそかになる可能性もありそうで、気になるところである。(朝日・読売・日経・宮崎日日 2.11付)

⑤ インフラ輸出----- 《 対外関係・国際 》

新興国にとって、上下水道や、交通システム(鉄道、道路、空港など)、発電所などのエネルギー・プラント、通信網などの**インフラ**(=infrastructure)、つまり「都市や社会の基盤」を整備することは極めて重要な課題である。日本政府は、国内では人口減少などで、市場が縮小していることから、これらインフラの需要をシステムとして取り込む「**インフラ輸出**」を成長戦略としている。主体は民間企業であるが、政府の後押しで受注契約に至ることも多く ODA(政府開発援助)なども活用する。

日本の「インフラ輸出」の総額は、2010年時点で10兆円程度とされているが、政府はこれを20年までに30兆円規模に引き上げる目標を立てている。

(政府の推計では、2013年の受注件数は285件と前年から倍増している)

最近では、インドの高速鉄道建設プロジェクト第1弾として、インド西部ムンバイとグジャラート州を結ぶ区間約500^キで、日本の新幹線方式の採用が最有力になったと伝えられている。総工費は1兆3000億円超とされており、日本の車両や運行システムなどを包括的に受注するとなれば2007年に全線が開通した台湾に続く2件目となる。「官民協力によるインフラ輸出に弾みがつく」と期待されている。

ただ、インドの高速鉄道はこのあと合わせると9路線の建設計画が進められる見通しで、フランスやスペイン、中国も強い関心を示していて、各国の激しい受注競争になると見られている。(公式サイト：内閣官房、経済産業省)(日経2.28付)

⑥ 花粉症治療米の研究----- 《 暮らし 》

春先の花粉症をコメで治療する研究が進んでいる。遺伝子組み替えの技術を使ったもので、既に、動物実験では効果が確かめられていると言う。イネの場合、遺伝子組み替えと言えば、病気や害虫に強く、収穫量が確保できる遺伝子を導入するケースがしばしばあった。「最近では、医薬品の成分となるたんぱく質を作らせる役割を持つイネも開発されるようになった」と伝えられる。イネの種子には、胃液で分解されず、医薬品の有効成分を腸まで運ぶ機能があるという。この特性を利用して「**スギ花粉症治療米**」が開発されようとしているもので、治療米の開発に当たっているのは、農業生物資源研究所(生物研)の高橋誠遺伝子組み換え研究センター長らのグループである。また、東京慈恵会医科大学では2月から「花粉症治療米」の臨床研究も始まっており、「マウスを使った実験で安全性と有効性を既に確認済み」と言われている。

「治療米の見た目は普通のコメと変わらない」そうで、近い将来、コメを食べ続けるだけでスギ花粉症が治るのも夢ではないかもしれない。(日経3.1付)

⑦ 統合型リゾート ----- 《暮らし》

外国人観光客が急速に増え、東京五輪・パラリンピックのある 2020 年には 2000 万人に達するという目標も不可能ではないと見られるようになっているが、日本が「観光立国」を目指すに当たって、カジノを中核とする**統合型リゾート(IR = Integrated Resort)**を設置しようとする動きがある。

一見すると、カジノと関係ないようなネーミングであるが、カジノのほかに、国際会議場やホテル、ショッピングモールなどを備えた統合施設を指す。海外の I R の中では、カジノが収益の中心になっている例が見られる。

ただ、日本ではまだカジノが解禁されていない。ギャンブル依存症が広がるとか、治安や青少年への悪影響が心配されるためである。そこで解禁の対象を外国人に限定するなどの規制を設ける考え方もあるようだ。IR を推進しようとしているのは、超党派の「**国際観光産業振興議員連盟**」で、一度廃案となっただけの**カジノ解禁法案**を今国会に再提出しようとしている。さらに、2020 年開業の具体的な候補地として、横浜市の山下ふ頭や、大阪市の大阪湾内にある人口島・^{ゆめしま}夢島の名前が挙げられている。このほか、IR の候補地には、全国 20 ヶ所が名乗りを上げていると伝えられる。(読売 2.19 付)

【参考資料】

- ・「現代用語の基礎知識 2015」自由国民社 2015.1.1 発行
- ・「経済辞典第 4 版」有斐閣 2005.4.20 発行
- ・「経済新語辞典」日本経済新聞社 2007.9.20 発行
- ・尾崎哲夫著「法律用語がわかる辞典」自由国民社 2009.5.6 発行
- ・日経、朝日、読売、宮崎日日を中心とする新聞各紙、NHK ニュース・番組、
- ・下記公式サイト
(内閣府経済総合研究所、厚生労働省、財務省、資源エネルギー庁、科学技術振興機構
JMOOC、ファザーリング・ジャパン、消費者庁、Net IBNEWS、内閣官房、経済産業省)